

○長野市在宅福祉介護料支給条例

昭和59年3月30日長野市条例第18号

改正

- 昭和60年3月30日条例第7号
- 昭和61年3月29日条例第10号
- 昭和62年3月30日条例第12号
- 昭和63年6月30日条例第26号
- 平成元年3月30日条例第13号
- 平成2年3月30日条例第12号
- 平成3年3月30日条例第13号
- 平成4年3月30日条例第11号
- 平成4年6月30日条例第40号
- 平成5年3月30日条例第13号
- 平成7年3月30日条例第10号
- 平成8年9月27日条例第37号
- 平成9年3月27日条例第8号
- 平成12年3月30日条例第12号
- 平成17年9月28日条例第41号
- 平成18年3月30日条例第12号
- 平成20年3月28日条例第14号
- 平成21年3月30日条例第12号
- 平成25年3月28日条例第3号

長野市在宅福祉介護料支給条例

(目的)

第1条 この条例は、在宅の障害者又は要介護高齢者の介護者に対し、在宅福祉介護料（以下「介護料」という。）を支給し、もつて介護者の労に報いるとともに家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 市内に引き続き一年以上居住する20歳以上の者で、第6条第1項各号に掲げる基準日前1年間に居宅において通算して6月以上介護を受けているもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 第1種障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が区分5若しくは区分6に該当する者又は要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「省令」という。）第1条第1項第4号又は第5号に規定する要介護4又は要介護5の状態に該当する者（ウ又はエに該当する者を除く。）
 - イ 第2種障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が区分4に該当する者又は省令第1条第1項第3号に規定する要介護3の状態に該当する者（ウ又はエに該当する者を除く。）
 - ウ 第3種障害者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の2の規定による特別障害者手当の受給者
 - エ 第4種障害者 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条の規定による福祉手当の受給者
- (2) 要介護高齢者 市内に引き続き一年以上居住する介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者で、第6条第1項各号に掲げる基準日前1年間に居宅において通算して6月以上介護を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、前号に該当する者を除く。
 - ア 第1種要介護高齢者 省令第1条第1項第4号又は第5号に規定する要介護4又は要介護5の状態に該当する者
 - イ 第2種要介護高齢者 省令第1条第1項第3号に規定する要介護3の状態に該当する者
- (3) 介護者 障害者又は要介護高齢者（以下「障害者等」という。）と同居し、かつ、生計を同じくする者で、障害者等の日常生活を介護しているものをいう。

第3条 削除

(介護料の額)

第4条 介護料の額は、障害者等1人につき次のとおりとする。

区分		金額 (年額)
障害者	第1種障害者	35,000 円
	第2種障害者	25,000
	第3種障害者	11,000

	第4種障害者	9,000
要介護高齢者	第1種要介護高齢者	35,000
	第2種要介護高齢者	25,000

(受給資格の認定)

第5条 介護料の支給を受けようとする者は、介護料の受給資格(以下「受給資格」という。)について市長の認定を受けなければならない。

(支給方法)

第6条 介護料は、前条の規定による認定を受けた者(以下「受給者」という。)で、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に定める時期に支給する。

(1) 7月1日に受給資格を有する者 9月

(2) 1月1日に受給資格を有する者(前年の9月に介護料の支給を受けた者を除く。) 3月

2 前項の場合において、前条の規定による認定の申請が7月31日以前に行われたものであるときは9月支給分から、8月1日から翌年の1月31日までの間に行われたものであるときは3月支給分から、2月1日以後に行われたものであるときは9月支給分から支給する。

(支給の制限)

第7条 市長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、介護料の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 障害者等の介護を怠っていると認められるとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(受給資格の喪失)

第8条 受給者は、次の各号に掲げる事由が生じた日の翌日に介護料の受給資格を喪失する。

(1) 受給者又は障害者等が死亡したこと。

(2) 受給者又は障害者等が市外へ転出したこと。

(3) 障害者等が福祉施設に入所したこと。

(4) 障害者等が第2条第1号又は第2号に規定する障害者等でなくなったこと。

(5) 受給者が第2条第3号に規定する介護者でなくなったこと。

(受給者の義務)

第9条 受給者は、この条例の目的に従い、障害者等の介護に努めなければならない。

(介護料の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により介護料の支給を受けた者に対し、既に支給した介護料の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第11条 介護料の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(長野市重度心身障害者介護料支給条例等の廃止)

2 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(1) 長野市重度心身障害者介護料支給条例(昭和47年長野市条例第9号)

(2) 長野市寝たきり老人家庭介護料支給条例(昭和57年長野市条例第17号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき重度心身障害者介護料又は寝たきり老人家庭介護料の受給資格の認定(以下「旧認定」という。)を受けている者は、この条例の規定に基づく受給資格の認定を受けたものとみなす。

4 前項の場合において、この条例の施行の日から昭和59年6月30日までの間に障害者等が死亡したときにおける介護料の支給については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧認定の申請をしている者については、従前の例により認定するものとする。この場合において、その認定を受けた者は、この条例の規定に基づく受給資格の認定を受けたものとみなす。

(平成18年度の介護料の額の特例)

6 平成18年度の介護料の額については、第4条の表中「60,000」とあるのは「90,000」と、「42,000」とあるのは「63,000」と、「18,000」とあるのは「27,000」と、「15,000」とあるのは「23,000」とする。

附 則(昭和60年3月30日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(認定の特例)

2 この条例の施行の際現に改正前の長野市在宅福祉介護料支給条例第2条第2号の規定に該当して在宅福祉介護料の受給資格の認定を受けている者(以下「旧受給資格者」という。)に対する改正後の長野市在宅福祉介護料支給条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく在宅福祉介護料の受給資格の認定については、新条例第5条の規定にかかわらず、市長が旧受給資格者の申請を待たずに行う。

附 則(昭和61年3月29日条例第10号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月30日条例第12号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年6月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長野市在宅福祉介護料支給条例の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成元年3月30日条例第13号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日条例第12号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日条例第13号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月30日条例第11号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年6月30日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月30日条例第13号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の(中略)長野市在宅福祉介護料支給条例の規定は、平成7年9月支給分の(中略)在宅福祉介護料から適用し、同年3月支給分までの(中略)在宅福祉介護料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年9月27日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の(中略)長野市在宅福祉介護料支給条例の規定は、平成8年9月支給分の(中略)在宅福祉介護料から適用し、同年3月支給分までの(中略)在宅福祉介護料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月27日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の(中略)長野市在宅福祉介護料支給条例の規定は、平成9年9月支給分の(中略)在宅福祉介護料から適用し、同年3月支給分までの(中略)在宅福祉介護料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月30日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第12号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第3号)

この条例中、第1条、第3条、第5条、第7条、第9条、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条及び第17条の規定は平成25年4月1日から、第2条、第4条、第6条、第8条、第12条、第14条及び第18条の規定は平成26年4月1日から施行する。
